

# 佐久平環境衛生センター包括管理運営業務

## 落札者決定基準

令和6年11月

佐久環境衛生組合

※※※※※ 目 次 ※※※※※

1	総合評価入札方式による受託者の決定	1
2	審査の流れ	2
(1)	参加資格審査	2
(2)	包括管理提案書の確認	2
(3)	定量化審査	2
(4)	落札者の決定	3
0	審査フロー	4
3	参加者の資格要件	5
4	包括管理提案書の確認	6
5	入札書の確認	6
6	定量化審査	6
(1)	定量化審査の基本方針	6
(2)	定量化審査の方法	6
(3)	定量化審査の項目及び配点	6
(4)	受託実績の得点化	7
(5)	特定要求事項の得点化	7
(6)	入札価格の得点化	9
(7)	総合点数の算出	9
(8)	優秀提案者の	9

## 1 総合評価入札方式による受託者の決定

佐久平環境衛生センター包括管理運営業務（以下「本業務」という。）の委託業者には、業務対象となる施設の運営・管理に関する専門的な技術やノウハウの保有が必須となる。このため、委託業者決定に係る契約締結方式は、技術提案及び入札価格の総合的な評価によって落札者を決定する総合評価入札方式を採用する。

佐久平環境衛生センター包括管理運営業務落札者決定基準（以下「本落札者決定基準」という。）は、本業務の入札説明書類に基づき応募者から提出された書類を、審査して落札者を決定するための基準を示すものである。

## 2 審査の流れ

総合評価入札方式における審査の流れは、次のとおりである。

### (1) 参加資格審査

#### ア 参加資格審査申請書類の確認

佐久環境衛生組合（以下「本組合」という。）は、提出された本業務の入札に関する参加資格審査申請書類が全て揃っており、参加資格審査に支障のないことを確認する。この結果、提出書類に不備不足がある場合は、その提出者を失格とする。

#### イ 参加資格審査

参加資格審査は、本組合が設置する佐久平環境衛生センター包括管理運営業務総合評価入札審査会（以下「審査会」という。）において行う。審査会は、参加資格審査申請書類により、応募者が、本落札者決定基準「3 参加者の資格要件（以下「参加資格要件」という。）」を満たしていることを確認する。この結果、参加資格要件を満たしている場合は、その参加資格審査申請書類の提出者に包括管理提案書の提出を要請し、満たしていない場合は、その参加資格審査申請書類の提出者を失格とする。

### (2) 包括管理提案書の確認

本組合は、提出された包括管理提案書の構成、項目等が全て整っており、包括管理提案書の定量化審査に支障のないことを確認する。この結果、提出書類に不備不足等がある場合は、その包括管理提案書の提出者を失格とする。

### (3) 定量化審査

審査会は、次の方法により包括管理提案書の定量化を行い、優秀提案者を選定する。

#### ア 受託実績の定量化

同種又は類似業務の受託実績<sup>\*</sup>について、本落札者決定基準「6 定量化審査」で示す得点化するための算定式に基づき、得点化を行う。

※同種又は類似業務の受託業務は、以下のとおり。

同種業務：し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）における施設の運転管理に加え、用役の調達・管理及び設備の修繕・整備について包括的に運営管理を行う業務

類似業務：し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）における同種業務以外の施設管理業務

- ・運転管理を行う業務
- ・運転管理に加え用役調達を行う業務
- ・運転管理に加え設備の修繕・整備を行う業務 など

イ 特定要求事項の定量化

本組合が特定する事項に関する提案内容について、本落札者決定基準「6 定量化審査」で示す得点化の基準に基づき、審査項目ごとにその優劣を評価し、得点化を行う。

ウ 入札価格の定量化

入札価格書に記載された入札価格について、本落札者決定基準「6 定量化審査」で示す入札価格を得点化するための算定式に基づき、得点化を行う。

エ 総合点数の算出

同種又は類似業務の受託実績、特定要求事項に関する提案内容の審査及び入札価格に関する審査により算出された審査項目ごとの得点を合計し、総合点数を算出する。

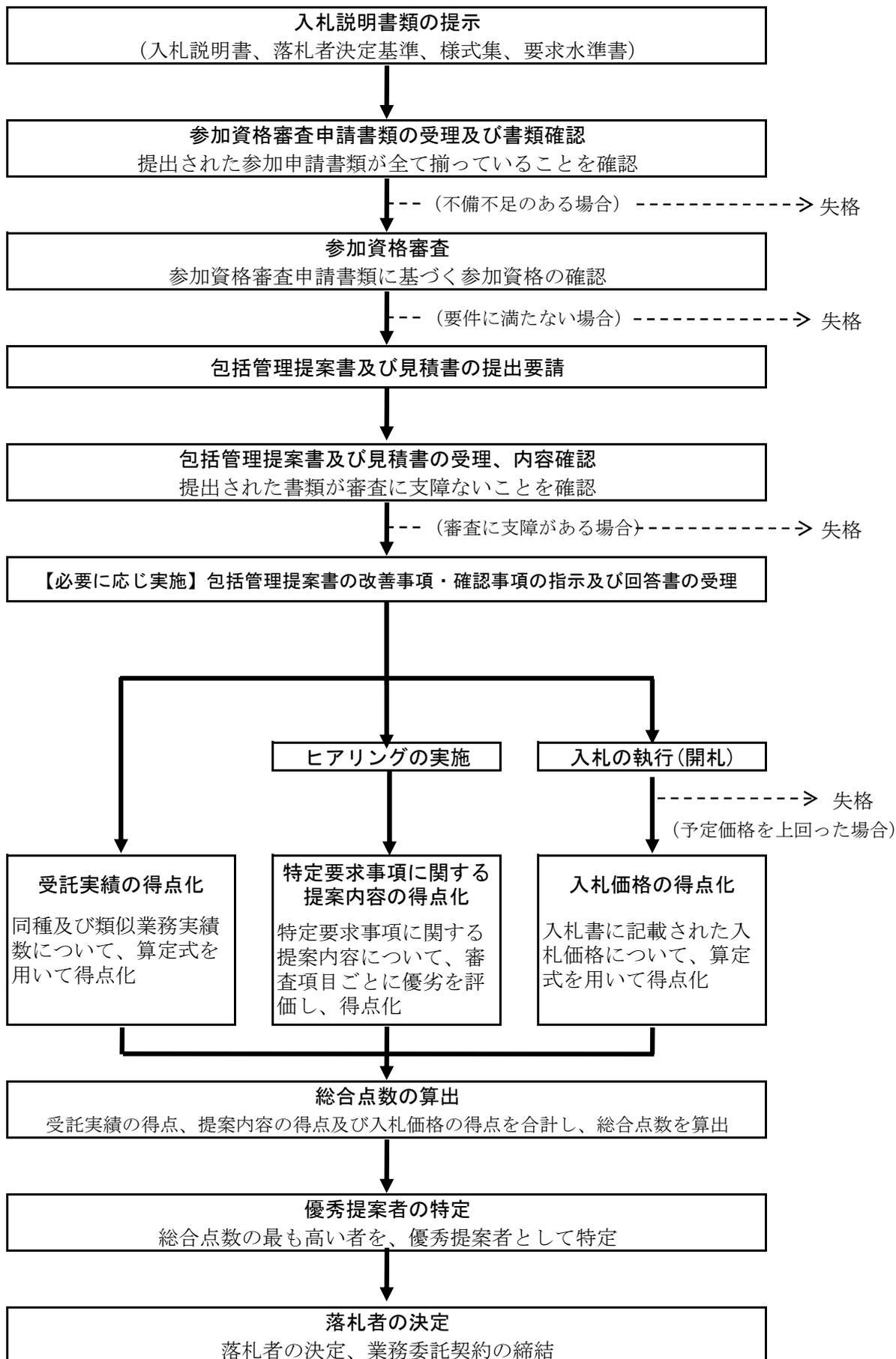
オ 優秀提案者の特定

総合点数の最も高い者を、優秀提案者として特定する。

(4) 落札者の決定

本組合は、審査会の優秀提案者特定を踏まえ、落札者を決定する。

(5) 審査フロー



### 3 参加者の資格要件

本業務の発注手続に参加することができる者は、令和6年度佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる（1）から（5）の要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

なお、複数の企業で構成する企業体（共同企業体等）の参加は認めないものとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- （2） 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当していないこと。
- （3） 有資格者名簿の「役務・業務」部門に登録があること。
- （4） 入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にある次の要件をいずれも満たす者を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条に規定する技術管理者として配置できること。
  - ア し尿処理に係る廃棄物処理施設技術管理者講習の管理課程を修了している者
  - イ 本業務と同種又は類似業務の経験がある者
- （5） 元請け業者として、本業務と同種又は類似の業務の受託実績を有すること。

#### 4 包括管理提案書の確認

包括管理提案書の確認を行い、定量化審査に支障のないことを確認する。以下の事項が認められると判断したときは、その包括管理提案書の提出者を失格とし、書面で通知する。

- (1) 入札説明書及び様式集に違反すると認められるとき
- (2) 提出期限を過ぎて提出されたとき
- (3) 書類の不備不足があるとき
- (4) 処理性能やリスク分担に関する不整合が認められるとき
- (5) 同一事項に対する2通り以上の提案が認められるとき
- (6) 虚偽の記載があるとき
- (7) 重大な瑕疵があるとき

#### 5 入札書の確認

入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。この結果、予定価格を超える場合は、その入札価格書の提出者を失格とする。

#### 6 定量化審査

- (1) 定量化審査の基本方針

本業務の目的を実現する上で必要な事項を審査項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案を特定する。

- (2) 定量化審査の方法

同種又は類似業務の受託実績、特定要求事項及び入札書に記載された入札価格について、審査項目ごとに得点化を行い、それらを合計した総合点数の最も高かった者を、優秀提案者として特定する。

- (3) 定量化審査の項目及び配点

定量化審査における審査項目及び配点は、次のとおりとする。

審査項目			配点
包括管理提案書	受託実績	本業務と同種又は類似業務の受託実績	10
	特定要求事項	I. 用役削減計画に関する事項	10
		II. 処理機能の適正維持とリスク対応に関する事項	10
		III. 地域の活性化に関する事項	10
		IV. 施設廃止を見据えた合理的な施設保全に関する事項	10
		V. 災害対策に関する事項	10
		小 計	50
	包括管理提案書の配点計	60	
入札価格書	業務価格に関する事項		40
配 点 合 計			100

#### (4) 受託実績の得点化

受託実績に関する提案について、同種及び類似業務の実績数に応じた得点を、以下の式によって算出する。なお、提案可能な受託実績数は、同種業務実績数及び類似業務実績数の合計で5件までとする。

$$\text{受託実績に関する提案の得点} = (\text{同種業務実績数}) \times 2.0\text{点} + (\text{類似業務実績数}) \times 1.0\text{点}$$

#### (5) 特定要求事項の得点化

##### ア 得点化の方法

特定要求事項の提案内容について、審査項目ごとに評価段階に基づく評価を行い、審査項目ごとの配点に評価段階における評価率を乗じ、審査項目ごとの得点を算出する。

##### イ 評価段階、評価基準及び評価率

特定要求事項 I～V の項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	特定要求事項の評価基準	評価率
A	当該審査項目において、大変優れている。	1.00
B	当該審査項目において、やや優れている。	0.75
C	当該審査項目において、一定の評価ができる。（標準）	0.50
D	当該審査項目において、やや劣っている。	0.25
E	当該審査項目において、大変劣っている。	0.00

#### ウ 評価の視点

特定要求事項に関する提案内容を評価する際は、審査項目ごとに次の視点に基づき行う。

審査項目		評価の視点	
I	用役削減計画に関する事項	用役削減計画の具体性、妥当性・合理性、実現性・効果	各審査項目に対応する提案内容が、具体的に示され、妥当性・合理性を有し、かつ実現可能で効果のあるものであるかを評価の基本とする。一定の評価ができる場合に、配点の50%を付与し、より優れた提案と認められる場合に、配点の残り50%を優秀の度合いに応じて加点する。一定の評価ができない場合には、その度合いに応じて減点する。
II	処理機能の適正維持とリスク対応に関する事項	処理機能悪化要因と対応策の具体性、妥当性・合理性、実現性・効果	
III	地域の活性化に関する事項	地域の活性化策の具体性、妥当性・合理性、実現性・効果	
IV	施設廃止を見据えた合理的な施設保全に関する事項	施設廃止を見据えた施設保全策の具体性、妥当性・合理性、実現性・効果	
V	災害対策に関する事項	災害対策の具体性、妥当性・合理性、実現性・効果	

(6) 入札価格の得点化

ア 入札価格の得点化方法

入札価格書に記載された入札価格について、得点化のための算定式により点数を算出する。

イ 算定式

入札価格のうち最も低い価格（以下「最低価格」という。）は、その金額にかかわらず40点とする。

それ以外の応募者の価格点数は、各応募者の提案価格と最低価格との比率に（40点）を乗じて算出する。

なお、点数は小数点以下第2位を四捨五入した値とする。

$$\text{価格点数} = (\text{最低価格}) \div (\text{各応募者の入札価格}) \times 40\text{点}$$

(7) 総合点数の算出

同種又は類似業務の受託実績、特定要求事項に関する提案内容の審査及び入札価格に関する審査により算出された審査項目ごとの得点を合計し、総合点数を算出する。

(8) 優秀提案者の特定

総合点数の最も高い者を優秀提案者として特定する。